

輝く！ みんなで灯す 山都の夜空



～まちづくりに関する意見を募集しています～

山都町では現在、町のさまざまな取り組みの方向性を示す「山都町第3次総合計画」の策定を進めています。未来の山都町をより住みやすい町にするために、みなさんの意見が反映された計画にしたいと考えています。未来の山都町はどんな町であってほしいか、みなさんの“声”をお聞かせください！

ふせん紙を使ったワークショップ

●参加方法

未来の山都町がどんな町であってほしいか、1枚のふせん紙に1つの意見をご記入いただき、ボードに貼ってください。

お名前の記入は必要ありません。

どなたでも参加できます。

●実施期間 6月1日まで

●ボードの設置場所

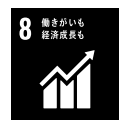
役場本庁、清和支所、蘇陽支所、町立図書館本館、清和分館、千寿苑、町内の「道の駅」、やまと文化の森



問合 企画政策課 ☎72-1214

まちからのお知らせ

“次世代の農業を応援” 山都町農業後継者就農交付金のご案内



農業後継者が親元で就農する場合、または農業に新規参入する者が経営を始める場合、**就農時1回に限り就農交付金を交付します。**

対象者

- ・山都町に住民票があること
- ・就農日における年齢が45歳未満であること
- ・農業後継者（継承予定者）または農業経営者
- ・令和4年4月以降に就農した者
- ・国が行う『農業次世代人材投資資金（経営開始型）』および『新規就農者育成総合対策（開始資金）』の未交付者

交付要件

- ・認定新規就農者または認定農業者（共同申請を含む）であること
※認定農業者（共同申請）をする場合、家族農業経営に携わる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める「家族経営協定」に基づき、認定農業者の申請を経営のパートナーとして共同で行うこと。
- ・税申告が青色申告の経営体であること
- ・町税等の滞納がない経営体であること
- ・交付後、3年度間は農業に従事すること

交付額

- ・就農時1回に限り50万円を一括交付
- ・夫婦や兄弟で就農の場合は70万円を一括交付
※1経営体あたりの上限は70万円

申込期限

7月31日まで

問合 農林振興課 ☎72-1136

